

平成 30 年 5 月 16 日

電力・ガス取引監視等委員会

ガス小売事業を営もうとする者の登録に関する意見聴取 について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガス小売事業を営もうとする者の登録の申請について審査を行い、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

昨年4月1日に施行された改正ガス事業法において、ガス小売事業の登録に際しては、経済産業大臣は、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

これを受け、本日、添付資料①及び②の別添に記載のガス小売事業を営もうとする者の登録の申請について、当委員会において審査を行ったところ「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められませんでしたので、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

- ①ガス小売事業を営もうとする者の登録について
(回答・株式会社CDエナジーダイレクト)
- ②ガス小売事業を営もうとする者の登録について
(回答・エネックス株式会社)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 鎌田

担当者: 皆川、小野、吉野

電 話: 03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)

平成 30 年 5 月 16 日
電力・ガス取引監視等委員会

一般ガス導管事業の供給区域の変更許可に関する意見 聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガスの供給区域の変更許可の申請について審査を行い、「一般ガス導管事業の開始によって申請に係る事業者自身においてガス工作物の設置が著しく過剰とならないこと」に適合すると認められる旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

一般ガス導管事業者は、供給区域の変更を行おうとするときは、ガス事業法第40条第1項の規定に基づき、経済産業大臣に対し変更許可申請を行うこととなっています。

供給区域等の変更許可に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、西部瓦斯株式会社からの供給区域の変更許可申請について、当委員会において審査を行ったところ、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成12年10月2日付け平成12・09・28資第8号)Ⅰ.第1(8)で準用するⅠ.第1(6)③に適合していると認められましたので、本日、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

①ガスの供給区域の変更の許可について(回答・西部瓦斯株式会社)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 恒藤
担当者:宮崎
電話:03-3501-1511(内線 4371~4)
03-3501-1585(直通)